4　占有周波数帯幅	［ア・イ　略］ ウ　アの規定にかかわらず、携帯無線通信を行う基地局等及び陸上移動中継局、広帯域移動無線アクセスシステムの基地局及び陸上移動中継局、ローカル５Ｇの基地局及び陸上移動中継局並びに携帯移動衛星通信を行う地球局のうちトンネル内に設置された無線設備であって、直接測定を行うことが困難なものについては、空中線から輻射される電波を測定する。
5　空中線電力	［ア～サ　略］ シ　アからサまでの規定にかかわらず、携帯無線通信を行う基地局等及び陸上移動中継局、広帯域移動無線アクセスシステムの基地局及び陸上移動中継局、ローカル５Ｇの基地局及び陸上移動中継局並びに携帯移動衛星通信を行う地球局にあっては、次のとおりとする。 ㈠　基地局等にあっては送信装置ごと、無線設備の規格ごと及び周波数帯ごとに最低及び最高並びにそれらの間の任意の周波数を選定して測定し、陸上移動中継局にあっては通信の相手方である基地局等の指定周波数から任意の１周波数を選定して中継利得を測定して換算し、地球局にあっては通信の相手方である人工衛星局の送信周波数から任意の１周波数を選定して中継利得を測定して換算する。 ［㈡・㈢　略］
［６～21　略］	

［注１～注３　略］

注４　携帯無線通信（設備規則第３条第４号の５及び第４号の７に規定するものに限る。）を行う基地局等、広帯域移動無線アクセスシステム（同条第12号及び第12号の２に規定するものに限る。）の基地局及びローカル５Ｇの基地局の送信装置のうち、設備規則第１章第６節に規定する周波数等を維持する機能を有するものとして技術基準適合証明又は工事設計認証を受けた適合表示無線設備であって、施行規則第43条の６第３項（同条第８項において準用する場合を含む。）の規定に基づき総合通信局長又は沖縄総合通信事務所長から確認書の交付を受けた免許人に属する基地局等の無線設備（現に設備規則第９条の５に規定する外部参照信号に同期しているものに限る。）については、周波数及び空中線電力の測定を省略することができる。

［注５　略］

［三　略］

4　［同左］	［ア・イ　同左］ ウ　アの規定にかかわらず、携帯無線通信を行う基地局及び陸上移動中継局、広帯域移動無線アクセスシステムの基地局及び陸上移動中継局、ローカル５Ｇの基地局及び陸上移動中継局並びに携帯移動衛星通信を行う地球局のうちトンネル内に設置された無線設備であって、直接測定を行うことが困難なものについては、空中線から輻射される電波を測定する。
5　［同左］	［ア～サ　同左］ シ　アからサまでの規定にかかわらず、携帯無線通信を行う基地局及び陸上移動中継局、広帯域移動無線アクセスシステムの基地局及び陸上移動中継局、ローカル５Ｇの基地局及び陸上移動中継局並びに携帯移動衛星通信を行う地球局にあっては、次のとおりとする。 ㈠　基地局にあっては送信装置ごと、無線設備の規格ごと及び周波数帯ごとに最低及び最高並びにそれらの間の任意の周波数を選定して測定し、陸上移動中継局にあっては通信の相手方である基地局の指定周波数から任意の１周波数を選定して中継利得を測定して換算し、地球局にあっては通信の相手方である人工衛星局の送信周波数から任意の１周波数を選定して中継利得を測定して換算する。 ［㈡・㈢　同左］
［６～21　同左］	

［注１～注３　同左］

注４　携帯無線通信（設備規則第３条第４号の５及び第４号の７に規定するものに限る。）を行う基地局、広帯域移動無線アクセスシステム（同条第12号及び第12号の２に規定するものに限る。）の基地局及びローカル５Ｇの基地局の送信装置のうち、設備規則第１章第６節に規定する周波数等を維持する機能を有するものとして技術基準適合証明又は工事設計認証を受けた適合表示無線設備であって、施行規則第43条の６第３項（同条第８項において準用する場合を含む。）の規定に基づき総合通信局長又は沖縄総合通信事務所長から確認書の交付を受けた免許人に属する基地局の無線設備（現に設備規則第９条の５に規定する外部参照信号に同期しているものに限る。）については、周波数及び空中線電力の測定を省略することができる。

［注５　同左］

［三　同左］

備考　表中の［　］の記載は注記である。